

売却区分番号	2004-1												
見積価額	¥3,530,000	公売保証金	¥400,000										
財産の表示	1 所在 群馬県桐生市相生町一丁目字杉ノ下 61番地4 家屋番号 61番4 種類 店舗 構造 木造スレート・亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 床面積 226.64平方メートル <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>												
間取り	—	駐車場の有無	有										
公法上の規制	市街化区域 第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 60% 容積率 200% 宅地造成等工事規制区域 建築基準法第22条適用区域 河川保全区域 桐生市景観計画 立地適正化計画 居住誘導区域 桐生市ハザードマップ 渡良瀬川洪水想定浸水深3.0から5.0メートル未満												
接道状況	南東側 幅員約5.1メートル 舗装市道 等高から約2.0メートル低位接面 南西側 幅員約1.8メートル 未舗装市道 等高から約0.2メートル高位接面 当該南西側市道は、建築基準法上の道路に該当しません。 北西側 公図幅約1.8メートル 当該北西側道路は、現況存在しません。												
地盤・地勢	平坦												
使用状況等	1 平成1年頃建築。 平成6年頃変更、増築。 2 天井や壁、窓枠等に雨漏りの跡が認められます。 3 第三者Aが飲食店として使用しています。 物件所有者の申立てによると、契約書の作成及び金銭の授受はありません。 4 対象物件は、第三者Bが所有する件外土地（61番4）上に建築されており、第三者Bが対象物件の敷地として使用させる目的で、下記のとおり「宅地賃貸借契約公正証書」が作成されています。 宅地賃貸借契約公正証書の記載内容は次のとおりです。 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>契約年月日</td> <td>平成5年2月26日</td> </tr> <tr> <td>契約形態</td> <td>書面</td> </tr> <tr> <td>契約期間</td> <td>平成5年2月26日から平成20年6月22日</td> </tr> <tr> <td>月額賃料</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>宅地の表示</td> <td>群馬県桐生市相生町一丁目字杉ノ下 61番1 同所 61番4</td> </tr> </table> ただし、物件所有者の申立てによると、契約期間終了後の契約書の作成はありませんが、現在の賃料は月額75,000円です。			契約年月日	平成5年2月26日	契約形態	書面	契約期間	平成5年2月26日から平成20年6月22日	月額賃料	150,000円	宅地の表示	群馬県桐生市相生町一丁目字杉ノ下 61番1 同所 61番4
契約年月日	平成5年2月26日												
契約形態	書面												
契約期間	平成5年2月26日から平成20年6月22日												
月額賃料	150,000円												
宅地の表示	群馬県桐生市相生町一丁目字杉ノ下 61番1 同所 61番4												

売却区分番号	2004-1						
見積価額	¥3,530,000	公売保証金	¥400,000				
管理状況等	—						
特記事項	<p>1 公売後の底地の利用に関しては、土地所有者と別途協議してください。</p> <p>2 対象物件は土地利用権（借地権）付建物として評価しています。</p> <p>なお、見積価額の内訳は以下のとおりです。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>対象物件（建物）</td> <td>2,360,000円</td> </tr> <tr> <td>土地利用権（借地権）</td> <td>1,170,000円</td> </tr> </table>			対象物件（建物）	2,360,000円	土地利用権（借地権）	1,170,000円
対象物件（建物）	2,360,000円						
土地利用権（借地権）	1,170,000円						
住居表示等	群馬県桐生市相生町一丁目杉ノ下61番地4						
最寄駅等	東武鉄道 桐生線 新桐生駅 北方約0.8キロメートル						
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。						
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 						

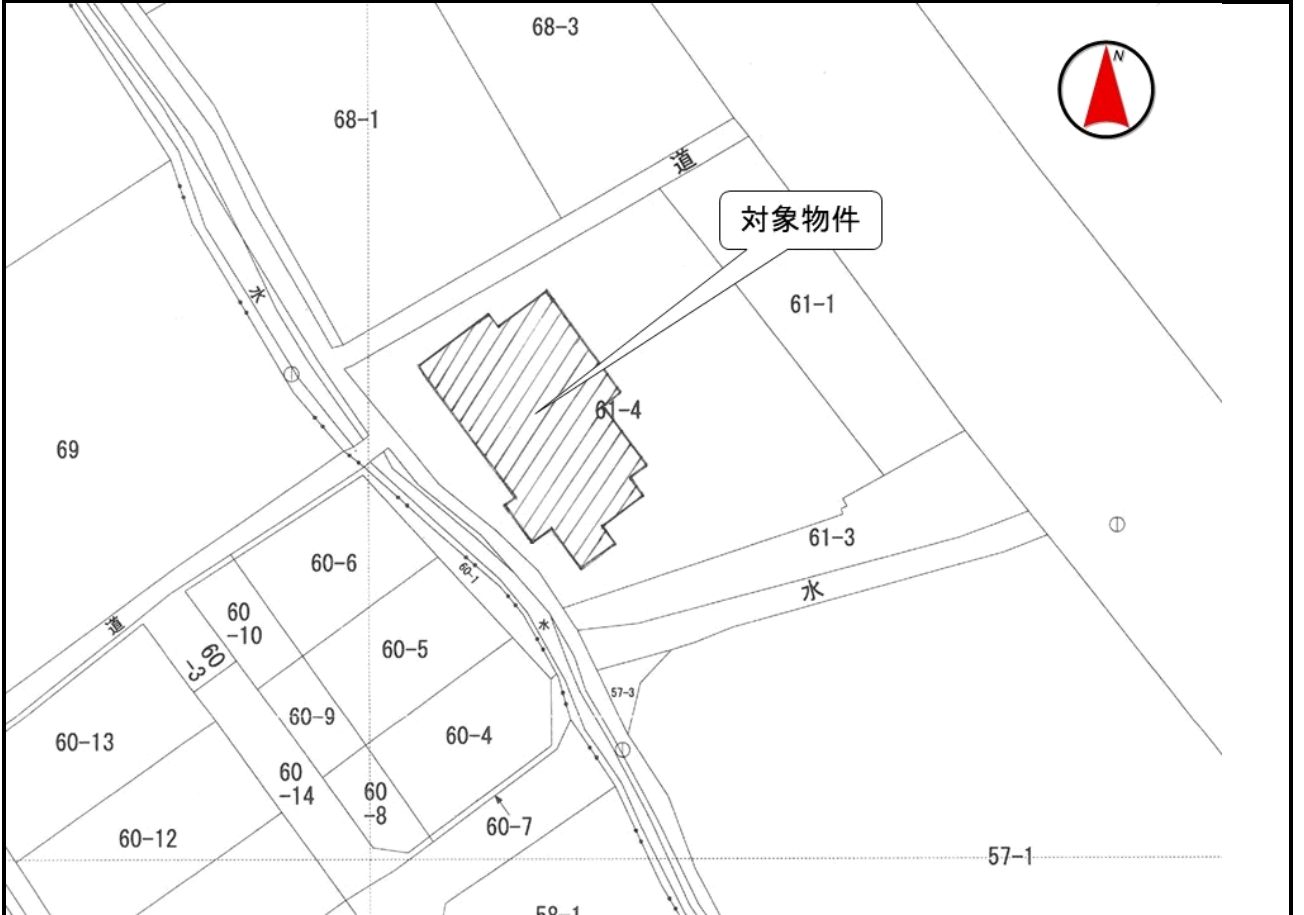
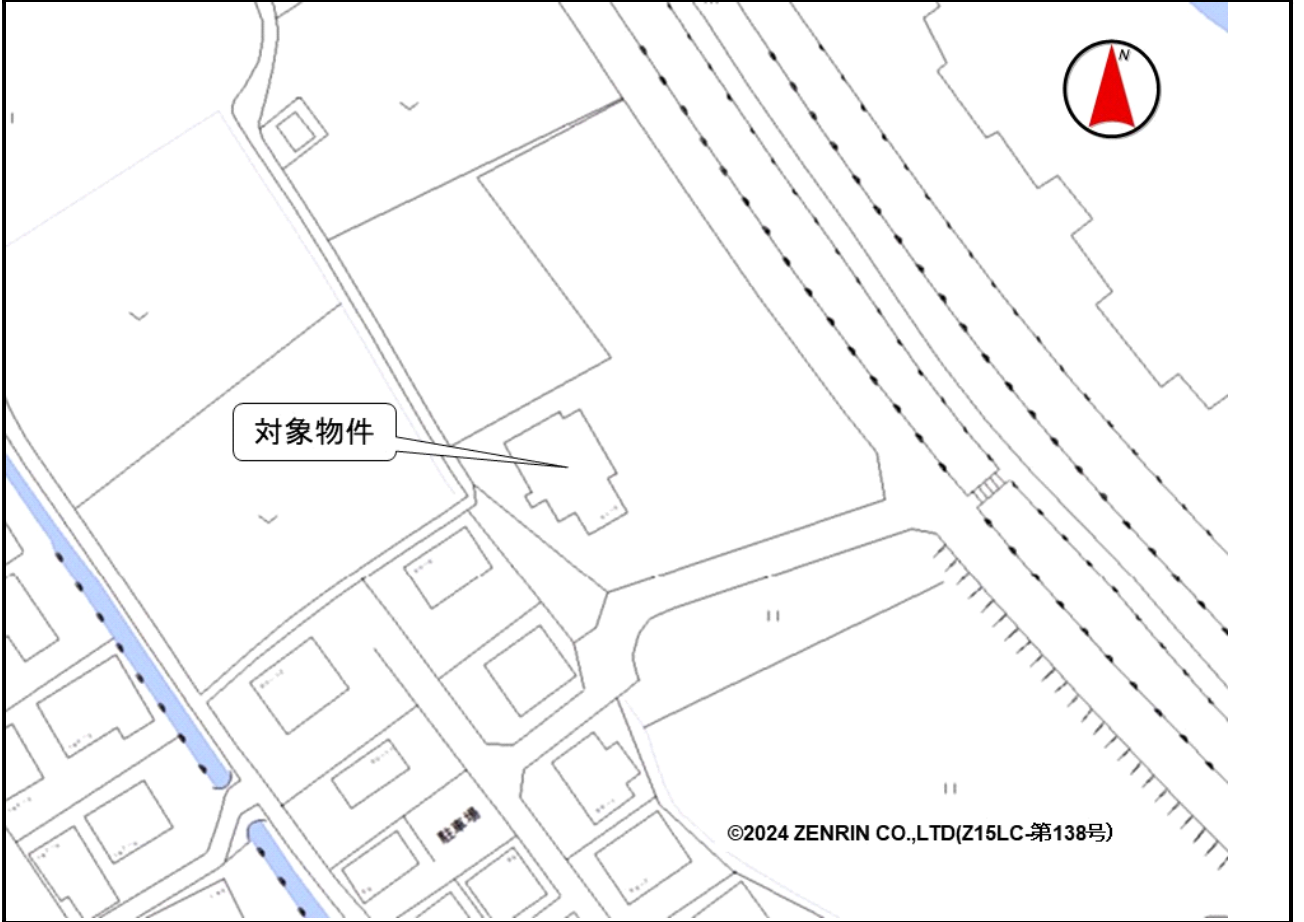
売却区分番号

2004 - 1



売却区分番号

2004 - 1



売却区分番号

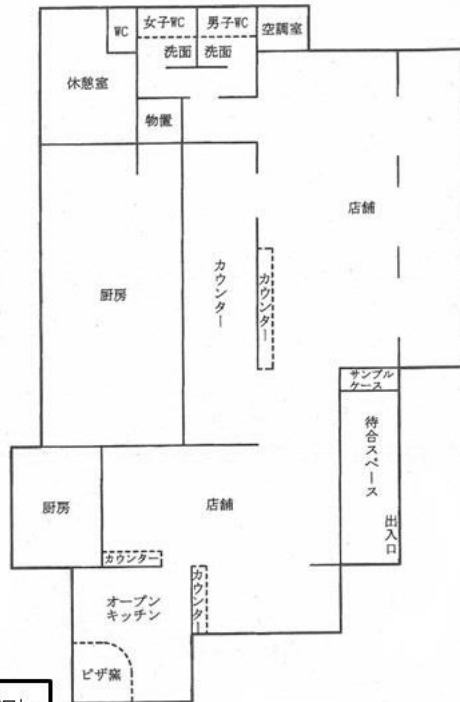
2004 - 1



売却区分番号

2004 - 1

建物間取図



間取りの概略を示すものであり、現況と異なる場合があります。